

『でんさい』って???

2026年に廃止される約束手形に代わる新たな決算手段として注目される『でんさい』、みなさんは、もうご存知ですか。

手形では郵送費、印紙代などが必要ですが、電子取引である『でんさい』は必要ありません。『でんさい』は、手形のわずらわしさや問題点を改善した債権です。

■仕組み

『でんさい』を利用するには、取引をしている金融機関に申し込み、利用者番号を発行してもらいます。



- ①商品を購入したA社が、インターネット（パソコンなど）から取引金融機関を通じて「でんさい」の発生記録請求（金額や支払期日などを入力し送信）をします。
- ②その情報が、でんさいの記録原簿に記録されると「でんさい」が発行されます。
- ③販売元のB社にも通知が行き、「でんさい」が発行されたことが伝わります。
- ④支払期日に、A社の口座からB社の口座へ自動送金され、決済が完了します。

メリット

- ・印紙代、郵送費が掛からない
- ・債権の紛失・盗難を防げる
- ・取立手続きが不要
- ・分割して譲渡や割引ができる
- ・支払にかかる事務負担が減る

デメリット

- ・手数料がかかる
- ・事前の申し込みが必要
- ・取引先も「でんさい」を利用している必要がある
- ・セキュリティリスクは0ではない

■今のうちから対策を!!!

先にも述べた通り、政府は「2026年に約束手形を廃止する方針」を決定しました。今後の対策として、現状どの程度手形を利用しているのか確認する。手形の取引を徐々に減らしていく。手形での取引を減らせない場合は、でんさいを導入することも一つの手段です。ただし、その際には取引先の利用状況も確認するなど事前準備が必要です。取引先にでんさいへ切り替えてもらう交渉も、必要かもしれません。今のうちから手形廃止後の資金繰り対策を実施していきましょう。